

鳥取県告示第174号

平成16年鳥取県告示第69号（学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類について）の一部を次のとおり改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>学校法人等を行うことのできる収益事業は、<u>統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に定める事業</u>であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>学校法人等を行うことのできる収益事業は、<u>統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条第1項の分類の基準及び分類表に定める事業</u>であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>